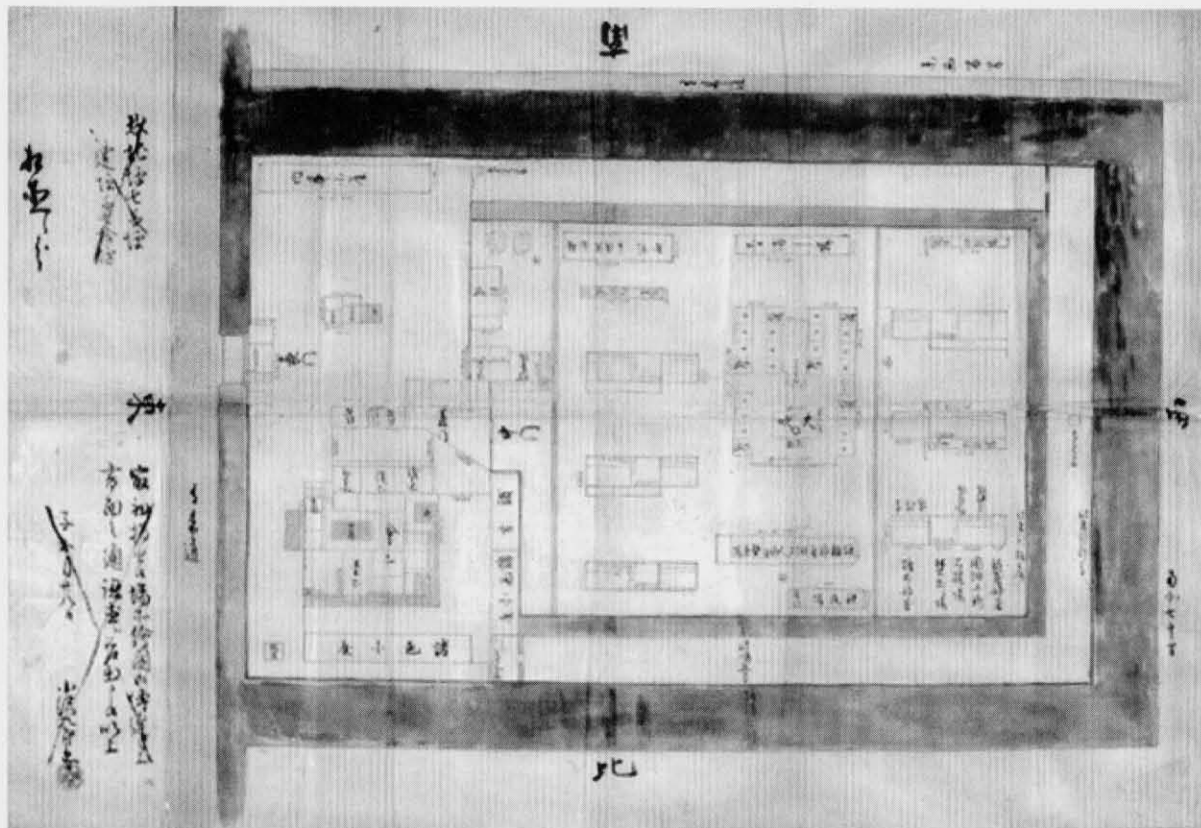


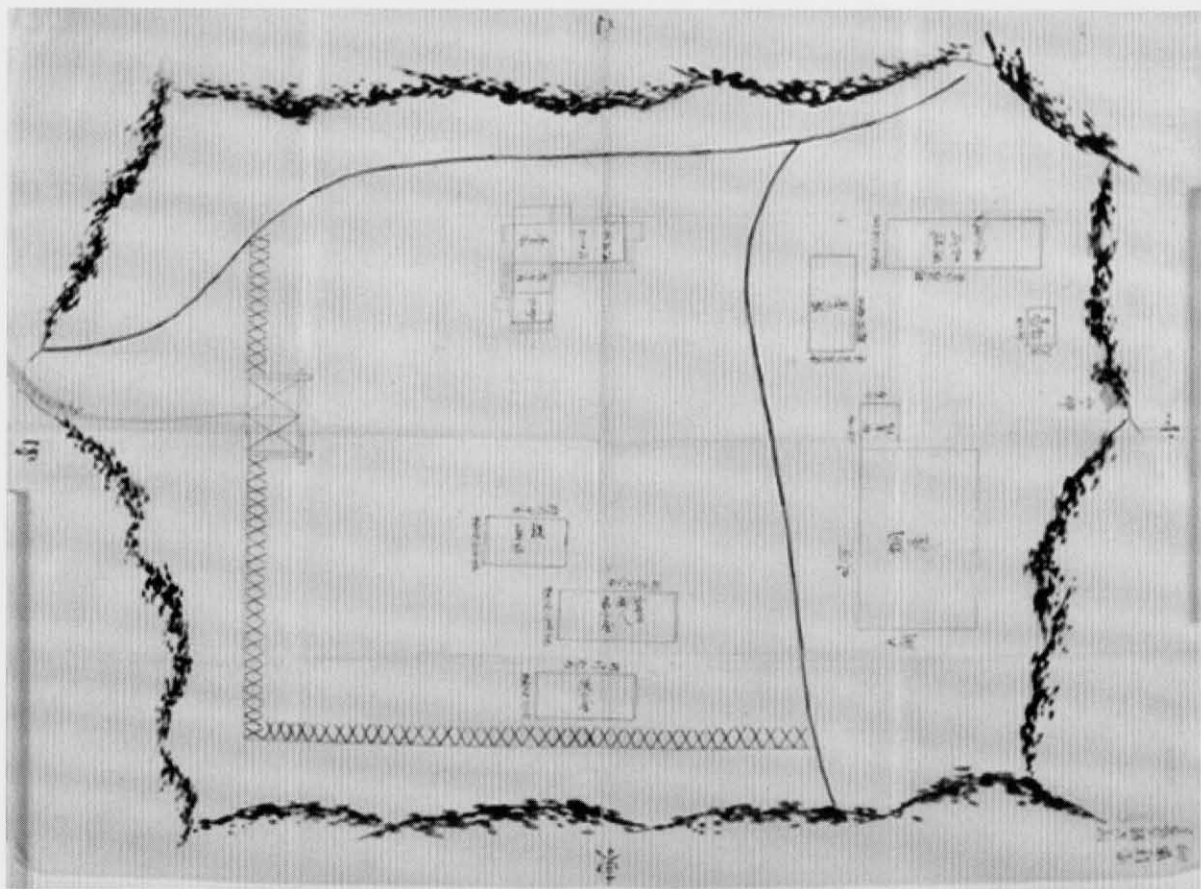
水戸鑄錢座史料(1)

—明和・安永期鑄錢願主
小澤九郎兵衛の記録—

日本銀行 金融研究所
貨幣博物館



水戸鑄銭座絵図面



水戸領高貫村砂鉄吹場絵図面

貨幣博物館翻刻史料集刊行にあたって

日本銀行金融研究所では、かねてから当研究所・貨幣博物館で所蔵している貨幣に関連する各種資料を展示や学術的目的に活用するために、整理・保存・公開などの作業を継続的に進めてまいりました。

平成十二年七月には、その一環として『日本銀行所蔵錢幣館古文書目録』（二二六一点収録）を刊行し、併せてマイクロフィルムによる同目録収録史料の公開も開始しましたが、このたび、同目録収録史料群の中から、水戸鑄錢座に関する史料を『水戸鑄錢座史料（1）——明和・安永期鑄錢願主小澤九郎兵衛の記録』として翻刻し発刊することにいたしました。

古文書を含む「錢幣館コレクション（約二十万点）」は、太平洋戦争末期に、当時わが国随一の貨幣収集家といわれた田中啓文氏が、貴重なコレクションの戦火による焼失を回避し後世に伝えるため、日本銀行に寄贈されたもので、貨幣・紙幣類をはじめとして、それに関連する古文書・版本・絵図面・漢籍・錦絵・道具類の多様できわめて貴重な資料を数多く含んでいます。

このうち古文書については、平成十二年七月に発刊した目録の作成作業の結果、金座・錢座等の貨幣鑄造に関する史料群、日本で最初の紙幣といわれる山田羽書の製造・発行に関する史料群、貨幣素材に関わる史料群など、貨幣と関連の深い史料群が含まれていることが判明しています。

これらの史料群は、貨幣博物館が所蔵する金貨・銀貨・錢貨・札類といった貨幣が、いかに作られ、使われたかについての実態を示すものであり、歴史・政治・経済・技術・民俗文化といったさまざまな分野と貨幣を繋ぐ情報を豊富に持っている点でも際立った特徴がある、きわめてユニークで貴重なものと考えられます。

このため、私どもとしては、幅広い分野で当該史料群のもつ貴重な情報を活用していただくことが望ましいと考え、そのための第一歩として、当研究所調査役・藤井典子が、慶應義塾大学文学部田代和生教授の懇切なご指導のもと、目録収録史料群のなかから、まず水戸鑄錢座関連史料群の解説作業を進めてきました。今回これを翻刻史料集・第一集として発刊することにした次第です。

史料の内容が、当時の金属鑄造技術から政治・文化・地域史にいたるまで、幅広い領域に互るため、翻刻にあたっては正確を期し、用語の確認作業をひとつひとつ慎重に進めた結果、翻刻作業には予想以上に多大な時間を要しました。私どもにとって幸運だったこと

は、本書の文字校正や表記方法等の検討にあたって、歴史学を専門とされる慶應義塾大学文学部非常勤講師倉持隆氏に多大のご協力をいただくことができたことです。倉持氏のご助力により、より正確で使い易いものとなったと確信しています。遅々として進まない翻刻作業を辛抱強く見守り、懇切にご指導いただいた田代教授、細心の注意と多大な労力を要する作業に専門家として快くご協力いただいた倉持氏に改めて厚くお礼申し上げます。

私どもとしては、翻刻作業にあたった藤井調査役、そして翻訳作業を熱心に支えて下さった田代教授・倉持氏をはじめ、お世話になった方々の多大なお力添えに報いる意味でも、今後、さまざまな分野の研究者の方々に翻刻史料集をご活用いただくことを心から期待しています。そして、そうしたご研究の成果を、貨幣博物館所蔵資料の整理・保存・展示等に生かしていけたら、と考えている次第です。

当研究所では、今後とも貨幣関係資料の整理・公開を着実に進めつつ、所蔵貨幣に関連性の深い史料群の翻刻を漸次進めてまいりたいと考えております。何卒、引続き金融研究所貨幣博物館のこうした活動に格段のご支援・ご指導を賜りますよう、お願いいたします。

平成十六年三月

日本銀行金融研究所長 翁 邦雄

凡例

一、本書には、日本銀行金融研究所貨幣博物館が所蔵する古文書〔日本銀行所蔵錢幣館古文書目録〕収録から、明和・安永期（一七六四年～一七八一年）の水戸鑄錢座関係史料九十八点を翻刻、編集のうえ収録した。

二、史料番号は、各節ごとに一連の番号を付した。ただし、節を設けない場合には章における一連番号とした。

三、掲載史料末尾に、『日本銀行所蔵錢幣館古文書目録』における請求番号を（ ）内に付した。

四、史料には、史料内容を示す簡単な表題をつけ、「」内に作成年代と表題を記した。

五、作成年代が原史料に記載されていないが推定できるものは、（ ）に記した。

六、漢字は、地名・人名・貨幣鑄造用語などを除き、常用漢字のあるものはこれを用いた。ただし、以下のように江戸時代に慣用されている異体字・俗字は残した。

（例）メ（締）、刁（寅）、扣（控）、并（並）、廻（回）、附（付）、怔（性）

七、「取計・取斗」という用語については、表記を「取計」で統一した。

八、助詞として用いられている以下の字は、ひらがなに直した。

（例）江（え）、而已（のみ）、而（て）、与（と）、者（は）、茂（も）、乃（より）

九、繰り返し符号は、「々（漢字）」・「、（ひらがな）」・「（カタカナ）」を用い、「〳〵」はそのままとした。

十、原史料における明らかな誤字はそのまま記し、右傍（ ）に正しい文字を記した。意味のとおらない表記には右傍に（ママ）あるいは（カ）を付した。

十一、翻刻にあたり、可能なかぎり原史料の記載を尊重したが、以下の諸点については改めた。

（一）読みやすいように、読点（、）と並列点（・）を付した。

（二）平出・闕字は一字あけとした。

（三）虫損により判読不能な箇所は、その右傍に（虫損）と注記のうえ、その字数が確定できるものは字数分の□、確定できないものは□と表記した。

(四) 原文が抹消されている場合はその左傍にマをつけ、原則として右傍に訂正文字を「」内に小活字で表記した。なお、訂正部分の長さによっては、史料末尾に記したものもある。

(五) 墨書の抹消により該当字が判読不能な時は、その字数が確定できるものは字数分の、確定できないものはと表記した。

(六) 原史料にある加筆・付箋等については、その右傍に(加筆)・(付箋)等と注記のうえ、原則として、記載文字を「」内に小活字で表記した。ただし、組版上煩瑣な追加記載やわずかな字数のそれは、そのまま本文に組込んだ。

(七) 印章は、実際に押印されている場合には、「印」と記した。文字で「印」と記されている場合はそのまま「印」とした。それ以外、割印や確認印については、類似の形態で表記のうえ注記を付した。

(八) 裏書・端裏書・封などについては、「」で囲み、その旨を右傍の()に注記した。

(九) 冊子の表紙については、表紙枠どりの右傍に縦帳、横帳といった形態情報を()内に小活字で記した。

(十) 前欠・後欠の部分については、それぞれ(前欠)(後欠)と表記した。

十二、本書の編集は、藤井典子が担当した。

目次

口絵

明和五年五月

水戸鑄銭座絵図面

(明和五年)

水戸領高貫村砂鉄吹場絵図面

貨幣博物館翻刻史料集刊行にあたって

凡例

目録請求番号

(3—4 B2 1)

(2—2 B3 2)

〔明和・安永期鑄銭願主小澤九郎兵衛の記録〕解題……………1

I 鑄銭願上

(1) 鑄銭願書

1. 明和二年十二月	砂鉄鑄銭座開設につき願書	(3—4 B1 1)	……………13
2. 明和四年九月	太田村砂鉄鑄銭座開設につき願書	(3—4 B1 3)	……………14
3. (明和四年)	水戸鑄銭吹立願書草案	(3—4 B1 4)	……………17
4. (明和四年)	水戸鑄銭吹立願書草案	(3—4 B1 30)	……………18
5. (明和五年)	水戸鑄銭吹立願につき意見書	(3—4 B1 50)	……………18
6. 明和五年三月	水戸鑄銭吹立願書	(3—4 B1 5)	……………20
7. (明和五年) 四月	水戸鑄銭吹立願書	(3—4 B1 6)	……………20
8. 明和五年五月	水戸鑄銭吹立許可につき書付	(3—4 B1 7)	……………21
9. (明和五年) 五月	水戸銭売場会所開設願書	(3—4 B1 12)	……………21
10. (明和五年)	水戸鑄銭会所掛札につき願書	(3—4 B1 82)	……………23

11.	明和六年八月	年中吹詰につき願書	(3 4 B1)	(32)	23
12.	明和八年	水戸鑄錢座焼失後再開につき一件	(3 4 B1)	(39)	25
13.	(安永四年)十二月	日光豫山物入手当増吹につき書状	(3 4 B1)	(61)	26
14.	(安永五年)十一月	鑄錢座焼失につき鑄錢延長願	(3 4 B1)	(65)	27
15.	文久四年二月	鑄錢之儀につき被仰渡書等之写	(3 4 A1)	(12)	27

(2) 金座鑄錢定座

1.	明和五年五月	金座鑄錢定座役名書	(3 4 B1)	(13)	30
2.	(明和五年)	小澤九郎兵衛諸事仕方につき覚	(3 4 B1)	(83)	31
3.	明和五年五月	金座鑄錢定座より職人召抱につき達	(3 4 B1)	(15)	31
4.	明和五年六月	金座ならびに鑄錢定座え掛合候一卷	(3 4 A1)	(4)	31
5.	(明和五年)六月	水戸鑄錢座絵図面につき口上書	(3 4 B1)	(69)	33
6.	(明和五年)六月	水戸鑄錢会所掛札につき伺	(3 4 B1)	(87)	33
7.	明和五年七月	仙臺鑄錢座三浦屋惣右衛門あて達	(3 4 B1)	(20)	34
8.	明和五年八月	金座鑄錢定座御達の趣方請書草案	(3 4 B1)	(21)	34
9.	(明和五年)七月	水戸鑄錢裏形鑄付文字につき覚	(3 4 B1)	(73)	35
10.	明和五年八月	水戸鑄錢裏形鑄付文字につき一件	(3 4 B1)	(22)	35
11.	明和五年八月	水戸鑄錢裏形鑄付文字申渡書	(3 4 B1)	(23)	37
12.	明和五年八月	試錢上納請書につき覚	(3 4 B1)	(78)	37
13.	(明和五年)	試錢上納請書につき覚	(3 4 B1)	(77)	37
14.	明和五年九月	金座鑄錢定座掛合につき書付	(3 4 B1)	(27)	37
15.	明和五年十月	試吹等につき伺	(3 4 B1)	(28)	38
16.	(明和五年)	益金上納ならびに鑄錢場普請につき書付	(3 4 B1)	(29)	38

17.	(明和五年)	鑄錢方砂鉄につき御用書付	(3 4 B1)	(88)	38
18.	(明和期) 六月	鑄錢御用につき書状	(3 4 B1)	(72)	39
19.	(江戸期)	金座鑄錢定座掛合につき書留	(3 4 A1)	(9)	39

II 鑄錢座運営

(1) 鑄錢座仕法

1.	明和四年八月	銃鑄錢仕用一卷	(3 4 A1)	(1)	42
2.	明和五年五月	鑄錢方伝達覚書	(3 4 A1)	(2)	46
3.	明和五年五月	鑄錢場塙小屋等書上	(3 4 B1)	(14)	51
4.	明和五年六月	江戸会所壁書之控	(3 4 A1)	(3)	51
5.	明和五年六月	鑄錢諸道具之覚	(3 4 A1)	(5)	52
6.	(明和五年)	砂鉄鑄錢座普請仕様帳	(3 4 A1)	(7)	59
7.	(明和五年か)	砂鉄仕用帳	(3 4 A1)	(8)	60
8.	明和八年六月	鑄錢座仕法取極証文	(3 4 B1)	(45)	61
9.	(明和九年頃か)	鑄錢仕法につき口上書	(3 4 B1)	(86)	62
10.	(明和期) 九月	江戸運送鑄錢御船印につき伺	(3 4 B1)	(80)	64
11.	安永四年正月	水戸鑄錢着船につき指図願	(3 4 B1)	(57)	64

(2) 鑄錢願主・金主

1.	明和三年五月	砂鉄鑄錢座開設につき金主証文	(3 4 B1)	(2)	65
2.	明和五年五月	鑄錢願主・金主取替証文	(3 4 B1)	(8)	66
3.	明和五年五月	鑄錢願主・金主取替証文	(3 4 B1)	(9)	67
4.	明和五年五月	金主相談中人謝礼につき証文	(3 4 B1)	(10)	68

(3) 上納金

5.	明和五年五月	入用金子納方につき証文	(3 4 B1	59)	82
6.	(明和五年)	金主請書	(3 4 B1	31)	69
7.	明和五年六月	小澤九郎兵衛あて誓約証	(3 4 B1	18)	70
8.	明和五年六月	入用金借用証文	(3 4 B1	19)	71
9.	明和五年九月	鑄錢座御用炭につき前金受取証	(3 4 B1	24)	71
10.	明和五年九月	砂鉄勘定上納金につき定証文	(3 4 B1	25)	72
11.	明和五年九月	砂鉄勘定につき定証文	(3 4 B1	26)	72
12.	明和六年十一月	鑄錢座徳用金渡方につき証文	(3 4 B1	33)	73
13.	明和八年一月	入用金借用証文	(3 4 B1	37)	73
14.	明和八年三月	鑄錢座調賦金受取証	(3 4 B1	38)	74
15.	明和八年四月	鑄錢座焼失につき願主宥免願	(3 4 B1	41)	74
16.	明和八年五月	入用金借用証文	(3 4 B1	42)	75
17.	明和八年六月	入用金借用証文	(3 4 B1	43)	75
18.	明和八年六月	入用金等調達につき請書	(3 4 B1	44)	75
19.	明和八年十一月	借用金返済につき願書	(3 4 B1	46)	76
20.	明和九年六月	徳用金配分につき訴状	(3 4 B1	47)	77
21.	明和九年十一月	鑄錢座調達金引上げにつき願書	(3 4 B1	48)	81
22.	(明和期) 七月	砂鉄ならびに鉄値段指出方書付	(3 4 B1	75)	81
23.	(明和期) 七月	砂鉄場引払につき書付	(3 4 B1	74)	82
24.	安永三年二月	入用金借用証文	(3 4 B1	52)	82
25.	安永四年十月	鑄錢につき勤方出精致候様書付	(3 4 B1	59)	82

Ⅲ

小澤九郎兵衛家

1.	明和六年十二月	上納金積立案	(3 4 A1	6	83
2.	明和七年二月	鑄錢定座丑年分鑄錢益金受取証	(3 4 B1	34	84
3.	(明和八年)	鑄錢益金上納勘定書	(3 4 B1	36	85
4.	明和八年四月	鑄錢益金上納有免願	(3 1 B1	40	87
5.	(安永期) 正月	明和期水戸鑄錢惣出高書上	(3 4 B1	51	87
6.	安永三年九月	鑄錢益金伺につき添書	(3 4 B1	54	88
7.	安永三年十月	鑄錢午御益金受取証	(3 4 B1	64	89
8.	安永三年十一月	鑄錢午御益金受取証	(3 4 B1	56	89
9.	安永四年六月	鑄錢未御益金受取証	(3 4 B1	58	89
10.	安永四年閏十二月	鑄錢未御益金受取証	(3 4 B1	62	90
1.	明和五年五月	大庄屋扱につき口上書	(3 4 B1	16	90
2.	明和五年六月	郷士並被仰付候につき書付	(3 4 B1	17	92
3.	(明和期)	小澤九郎兵衛勤方につき定書	(3 4 B1	84	92
4.	(明和五年頃)	砂鉄吹方職人召抱につき訓戒	(3 4 B1	85	92
5.	(明和六年頃) 一月	小澤九郎兵衛あて書状	(3 4 B1	70	92
6.	明和七年十月	小石川御用錢納方につき一札	(3 4 B1	35	93
7.	明和九年十二月	御勝手向につき口上書	(3 4 B1	49	93
8.	(明和期) 五月	屋敷借用につき書付	(3 4 B1	71	94
9.	安永三年九月	江戸出府延引願	(3 4 B1	53	95
10.	安永四年十二月	御目見格五十人扶持被仰出候書付	(3 4 B1	60	95
11.	(安永五年) 三月	江戸帰着につき礼状	(3 4 B1	63	95

12.	安永七年一月	本家中入用掟	(3 4 B1 66)	96
13.	安永七年一月	引当	(3 4 B1 67)	97
14.	安永七年一月	戊春改	(3 4 B1 68)	97
15.	安永三年十一月	河岸名目諸入用見積につき書付	(3 4 B1 55)	98
16.	(安永期) 九月	水戸到着につき書状	(3 4 B1 79)	99
17.	(明和・安永期) 七月	諸品代金納方等につき書状	(3 4 B1 76)	100
18.	(明和・安永期) 十月	法然寺寄進等につき書状	(3 4 B1 81)	101

水戸鑄錢座年表

.....	103
-------	-----

人名索引

.....	105
-------	-----

事項索引

.....	109
-------	-----

『水戸鑄錢座史料(1)』

―明和・安永期鑄錢願主小澤九郎兵衛の記録―

解題

一 小澤九郎兵衛記録について

本書『水戸鑄錢座史料(1)―明和・安永期鑄錢願主小澤九郎兵衛の記録―』は、『日本銀行所蔵錢幣館古文書目録』(二三六一点収録、平成十二年七月刊行、貨幣博物館ホームページでも公開)に収録した史料から、水戸藩久慈郡太田村(現在の茨城県常陸太田市)で実施された鑄錢座(明和五年「一七六八」―安永六年「一七七七」以下、「水戸鑄錢座」と称す)に関する史料群九八点を翻刻のうえ編集したものである。

この史料群は、水戸鑄錢座の開設計可を受けその運営を引請けた鑄錢願主小澤九郎兵衛によって作成された。「イセン願主」という文言は、『北郡里程間数之記』(国立国会図書館所蔵)の「村々旧家」書上にも見られる。水戸鑄錢座の現場運営に最も近い責任者が、錢を鑄る(いせん…後述Ⅱ(3)5参照)作業場(鑄錢座)の運営経緯を記録したものである。小澤九郎兵衛が鑄錢座の願主を準備し始めた明和初年から鑄錢が終了した直後の安永七年(一七七八)までに作成したもので、水戸鑄錢座の実施期間を網羅している。

小澤家に伝存した史料群は、貨幣収集家として著名な田中啓文氏(一八八四年―一九五六年)によって収集され、氏の運営する東京芝白金の「錢幣館」に保管された。錢幣館コレクションについては、太平洋戦争末期に戦火による焼失を避けるべく、第十六代日本銀行総裁洪澤敬三氏の判断により昭和十九年(一九四四)日本銀行への寄贈が実現した経緯がある。このため、小澤九郎兵衛の記録も、史料群の原型を崩すことなく今日まで伝存している(詳細は、『日本銀行所蔵錢幣館古文書目録』解題「錢幣館古文書の伝存と構造」を参照されたい)。

史料の作成者である小澤九郎兵衛については、水戸鑄錢座からの鑄錢益金上納によって水戸藩財政に寄与したことが認められ、大庄屋扱いの身分から、水戸藩士として召抱えられ、最終的には水戸藩の財政に携わる大吟味役にまで昇進したことで知られる。『水府系纂』(徳川博物館彰考館所蔵)「小澤多仲」の項によると、以下のように記されている。

小澤多仲永隆初名九郎兵衛、其先ヲ伊勢永明ト云、佐竹義重ニ仕テ久慈郡太田郷ニ住ス（中略）永隆安永四年乙未閏十二月十二日 謁見ノ格トナリ、五十人扶持ヲ賜テ御勝手御用ヲ勤ム（先是明和七年庚寅三月九日郷士格、八年辛卯十月四日郷士格ヲ罷ラレ、安永四年乙未七月十五日帯刀ヲ許サル）、六年丁酉十月十二日格式代官列大吟味役、七年戊戌五月九日日本格トナリ、八月五日中奥へ召セラレ、懇命ヲ蒙リ御小柄ヲ賜フ、八年己亥三月十三日江戸水戸御入用仕方取扱司トナル、五月廿一日死ス、六十三歳、

小澤九郎兵衛の待遇はその養子たちに相続され、藩士となって水戸に居住した養子含章（史館「彰考館」雇）と、太田で五十石取りの郷士となった賢達の二家に分かれて幕末まで続いた。小澤九郎兵衛によって作成された史料群は、太田の郷士となった小澤家に保管され伝存したものである。

従来知られてきた水戸鑄錢座関連の史料としては、①水戸藩編年史・「水戸紀年」（茨城県史近世政治編Ⅰ）、②後世の水戸藩関係者による記録・「加藤寛斎隨筆」（茨城県近世史料Ⅳ）や「北郡里程間数之記」（国立国会図書館所蔵）、③水戸鑄錢座が開設された太田村の村方文書・「太田御用留」（常陸太田市教育委員会所蔵）、④幕府関係史料・「御触書天明集成」、「御勝手方御用留」（国立公文書館所蔵）などがあるが、これらはいずれも水戸鑄錢座の運営に直接関わった人物によって作成された史料ではない。本書に収録した小澤九郎兵衛の記録は、鑄錢願主（引請人・座主）の目から見た水戸鑄錢座の運営実態を示す一次史料として、きわめて貴重な史料群とすることができる。

二 明和・安永期の水戸鑄錢

本書が収録する史料群の作成された明和・安永期は、いわゆる「田沼時代（明和四年〔一七六七〕側用人、安永元年〔一七七二〕老中となり側用人を兼任）」として知られ、老中田沼意次が経済・貨幣の両面で画期的な政策を実施した時期に当る。そこで、この水戸鑄錢座の概要と貨幣史上の位置づけについて簡単に触れておきたい。

明和五年（一七六八）五月、水戸藩は仙台藩とともに幕府から寛永通宝鉄一文銭の鑄造を、年間十万貫文ずつ行うことを特別に許可された（『御触書天明集成』四十四、二八四九号）。幕府の触書では鑄錢実施期間は三年と定められていたが、直後に延長願が提出され、結果的に実施期間七年という条件で鑄錢が開始された。この当時、江戸などにおける錢貨不足への対応のため、鑄造体制の見直しが行

かられていた。その一環として明和二年（一七六五）、金座が鑄錢定座を兼帯することとなり、鉄一文錢を主体に鑄錢を開始したほか、明和四年（一七六五）には銀座が真鍮四文錢の鑄造に着手するなど、金座・銀座を主体とする鑄錢体制に移行する時期にあった。この鑄錢政策は、あくまで幕府の鑄造機関によるものであったため、水戸藩と仙台藩が鑄錢許可を得たことは特別な事情によるものとされた。水戸藩が鑄錢実施を幕府に願上げたのは、財政窮乏を打開する手立てとして鑄錢実施による莫大な鑄造益以外に方策がなかったためである。ただ、他藩でも財政窮乏に直面する時期にあつて、特別に鑄錢許可が出された背景には、御三家のひとつである水戸藩の立場を支援する老中松平武元ら幕閣の存在といった政治的事情もあった。両藩へ特別に鑄錢許可を行うにあたり、幕府は金座鑄錢定座の差配のもとに置き、鑄錢益金を金座を通じて上納することを条件とした。なお、幕府は長崎貿易に必要な輸出銅を確保する方針をとっていた折柄、鑄錢の素材となる銅の調達が困難となり、鉄錢を鑄造の中心とする方針に転換していた。このため、両藩に認められたのも鉄一文錢であつた。

水戸鑄錢についての許可文言では、「水戸領分砂鉄を用いて農民扶助のために鑄錢を申し付ける」（『御触書天明集成』四十四、二八四九号）とされるが、その運営実態や鑄造規模等は従来史料上必ずしも明らかにされてきたわけではない。水戸鑄錢座の開設後、江戸の錢相場が下落したことから、この一因が水戸錢の大量鑄造と江戸への流入にあるとされる。明和八年前後からの江戸表錢相場場の下落を憂慮した幕府は、明和九年（一七六九）十月、水戸藩・仙台藩に対して鑄錢停止を命じた（『御触書天明集成』四十四、二八五九号）。こののち、水戸藩だけは再度鑄錢願を幕府に提出し、安永三年（一七七四）に鑄錢許可を改めて受け（『御触書天明集成』四十四、二八六五号）、同六年（一七七七）まで鉄錢を鑄造し、鑄錢期間満了によって解散した。

明和九年十月に幕府が出した鑄錢停止命令に見られるように、水戸錢が江戸へ流入したとされる背景には、この時期の江戸―水戸間における商品流通の活発化がある。水戸鑄錢座が開設された水戸藩久慈郡太田村は、このような商品流通に関わる郷村のひとつであつた。太田村には、徳川光圀の隠居所である西山荘や歴代藩主の墓所瑞竜山があり、水戸藩内で政治的に重要視されたが、地理的に見ると、河川水運を通じた江戸への経路と、棚倉街道を通じて陸奥国へ通じる経路が交わる接点に位置し、江戸―水戸―陸奥をつなぐ物流の要衝でもある。この場所において鑄錢が実施された背景には、当時の商品流通の発展に伴う関東周辺地域（いわゆる「関東地廻り経済圏」と呼ばれる）での錢貨需要の高まりがある。太田村では六斎市が開かれ、「鑄（質）の悪い錢のこと。鉄錢」の相場がたつなど、江戸―水戸間での商品流通に伴う商人の活動の拠点でもあつた。実際、本書に収録した史料の作成者である小澤九郎兵衛は、水戸鑄錢

座開設の願上とはほぼ同時期に水戸藩による米専売制の検討に關与し、「御国買穀取扱御用」として水戸領内の米穀を江戸まで搬送する商人としても活動していた。

このように、明和・安永期の水戸鑄錢座実施には、1 金座鑄錢定座を中心とする鑄錢体制のもとでの鑄錢許可と運営管理(差配)、2 鉄という新たな素材を用いた鑄錢座の運営体制への移行、3 江戸―水戸間の商品流通に關わる商人の台頭、といった事情が背景にある。鑄錢願主小澤九郎兵衛の活動も、1 鑄錢座開設許可を受けるまでの鑄錢願上に關する活動、2 鑄錢許可後の鑄錢座運営に關わる活動、3 商人としての小澤家の経済活動といった側面に分けられ、史料にもそれが反映されている。

このため、本書では『日本銀行所藏錢幣館古文書目録』(前掲)の収録順とは異なり、前記の事項にあわせて編集した。その構成は次のとおりである。

I 鑄錢願上 (1) 鑄錢願書 (2) 金座鑄錢定座

II 鑄錢座運営 (1) 鑄錢座仕法 (2) 鑄錢願主・金主 (3) 上納金

III 小澤九郎兵衛家

なお、目録に記載された分類・請求番号については、目次および史料翻刻末尾に補記する扱いとした。以下、収録史料について簡単に解説する。

口絵 (二点)

水戸鑄錢座の施設の概要を示す絵図面2点である。施設の位置、名称・規模等が記されている。

●「水戸鑄錢座絵図面」(目録分類請求番号…3-4 B2 1)

「惣地坪七千坪、建坪千七拾坪、南北七十間、東北百間」(抹消あり)と広さが記されている(関連史料Ⅱ(1)6参照)。明和五年(一七六八)五月二十八日付けのもので、小澤九郎兵衛の自署・押印がある。水戸藩久慈郡太田村木崎下における鑄錢座普請を開始する直前に作成された絵図面である。

●「水戸領高貫村砂鉄吹場絵図面」(2-2 B3 2)

「仙台流・南部流鉄山之図」と記された包紙の中に収納されていた砂鉄吹場絵図面のうち一通。水戸藩久慈郡高貫村(現在の茨城県常陸太田市高貫町)に開設されたとされ、「仙台職人小屋」が記されている(関連史料Ⅲ4参照)。なお、砂鉄吹場は、多賀郡上手

網村（現在の茨城県高萩市上手網）にも一時開設されていた（関連史料Ⅱ(2)23参照）。

I 鑄錢願上（計三十四点）

水戸鑄錢座に関しては、幕府へ開設許可を願上げた時期にとどまらず、鑄錢実施期間を通してさまざまな願書が作成・提出された。その提出先は、内容や交渉の過程に応じて、水戸藩関係者（郡奉行、大吟味方）や幕府関係筋（幕閣、金座鑄錢定座など）と多方面にわたる。水戸鑄錢座の運営については、願上を通じて幕府等の判断に従い意思決定がなされていた。ここに収録した三十四点は、その過程で作成された史料群である。そのうち、(1)は、水戸鑄錢座の開設・運営に関する各種の願書（下書き・意見書を含む）類、(2)は、明和五年（一七六八）の鑄錢願上と前後して、小澤九郎兵衛が鑄錢座の実務運営事項について金座鑄錢定座からの指導・判断を仰ぐ際に作成された史料である。これらの史料群を通じて水戸鑄錢座の開設から満了に至るまでの経緯を知ることができる。

〔水戸鑄錢座年表〕は巻末参照）

(1) 鑄錢願書（十五点）

- ・ 1 (3-4 B1 1) は、明和二年（一七六五）に久慈郡馬場村庄屋らが郡へ提出した砂鉄鑄錢願書（写）である。
- ・ 2 (3-4 B1 3) は、明和四年（一七六七）に小澤九郎兵衛が郡役所に提出した、太田村砂鉄鑄錢座の開設願書（控）である。鑄錢高や益金の見込みが記されている。
- ・ 3-7 は、幕府に対して水戸鑄錢座開設許可を求める願書の草案類である。幕府関係者に願書が届けられるまでには、5 (3-4 B1 50) のように、願書の書振などについて意見が寄せられ、幕府との調整手順や内容を検討して修正が重ねられた。実際、願書草案の文言を見ると、3 (3-4 B1 4) ・ 4 (3-4 B1 30) ・ 6 (3-4 B1 5) ・ 7 (3-4 B1 6) では、鑄造限度額や鑄錢の理由などの記述が異なっている。幕府関係者へ最初に提出された願書は6であり、明和五年（一七六八）三月に水戸藩家老山本宇衛門により、勝手方老中松平武元（右近将監）へ届けられ内々の意見を伺ったうえで月番老中松平右京へ提出されている。7 (3-4 B1 6) は、幕府による鑄錢許可が出される前月のもので、五月一日に幕府が出した鑄錢許可（『御触書天明集成』四十四、二八四九号）の内容に対応している。

・ 8 (3-4 B1 7) は、水戸藩の鑄錢願に対し、明和五年五月一日に幕府から許可が出された旨の伝達書である。小澤九郎兵衛へは、水戸藩上屋敷大吟味部屋で伝達されている。

・ 9 (3-4 B1 12) は水戸城下における銭売場所の開設願である。

・ 10 (3-4 B1 82) は水戸鑄錢座会所掛札の表記内容に関する伺いである。

・ 11・12 は、水戸鑄錢座における鑄錢開始以後、運営方針の変更等に際して作成された願書類である。11 (3-4 B1 32) では、鑄錢開始から八ヶ月たった時期に、錢座の運営収支を改善するために、鑄錢座の休日をなくして鑄造することを検討している。12 (3-4 B1 39) は、明和八年(一七七二)四月一日に周辺農民らが水戸鑄錢座を焼き討ちした鑄錢座一揆の後、全焼した鑄錢座を再開するに際して小澤九郎兵衛が作成した水戸藩関係者あての伺いである。新たな金主を探す方針が記されている。

・ 13・14 は、水戸藩が再度鑄錢願いを提出し安永三年に許可を受けた(『御触書天明集成』四十四、二八六五号)後の鑄錢座運営に関するものである。13 (3-4 B1 61) は、將軍日光社参(安永五年「一七七六」)を翌年に控え、その費用捻出のために水戸鑄錢座での増鑄を幕府に願出ていた経緯を記す小澤九郎兵衛書状である。増鑄は認められなかったものの、拝借金返納の延期と鑄造益金上納を二年分水戸藩に留めおくことが認められたことが記されている。14 (3-4 B1 65) は、火災による休座相当期間分、鑄錢期間延長を求める願書である。

・ 15 (3-4 A1 12) は、文久四年(一八六四)二月に、太田村郷士小澤梅次郎が明和・安永期水戸鑄錢座に関連する被仰渡書を書きとめた写しである。文久期に水戸藩関係者の求めに応じて作成された。

(2) 金座鑄錢定座 (十九点)

・ 1 (3-4 B1 13) は、明和五年五月段階での金座鑄錢定座役名書である。

・ 2 (3-4 B1 83) は、金座との間での連絡役として、小澤九郎兵衛が各種の伝達等を受ける役目を担う旨の書付。金座鑄錢定座からの伝達等に関する史料では、小澤九郎兵衛の肩書きは「水戸殿領内久慈郡太田村大庄屋」と記されている。

・ 3 (3-4 B1 15) は、幕府による鑄錢許可の直後に、水戸鑄錢座に出された職人の雇用に関する達しである。7 (3-4 B1 20)・8 (3-4 B1 21) にあるように、同内容の達しが仙台(石巻)鑄錢座へも二ヶ月後に出されている。

・4・6は、明和五年六月の間に金座鑄銭定座との間で伝達・調整された事項に関する書付けである。以下のように、施設や普請に関わる調整がなされている。4(3-4 A1 4)では、鑄銭座開設に関して「鑄銭伝達覚書」(後述Ⅱ(1)2参照)が金座鑄銭定座から伝達されたこと等を水戸藩大吟味役所へ報告している。5(3-4 B1 69)では、水戸鑄銭座絵図面(関連史料 口絵「水戸鑄銭座絵図面」参照)の内容に問題がない旨金座鑄銭定座から伝達されている。6(3-4 B1 87)は、水戸鑄銭会所の掛札の表記について金座鑄銭定座へ伺った書付である。

・9・13は、明和五年八月頃に、鑄造鉄銭の仕様や試吹等に関して金座鑄銭定座との間で行なわれた調整に関する史料である。9(3-4 B1 73)では、鑄銭背文(銭の裏側に鑄付ける印文字)に関する書付を提出するまでの間、種銭の製造を控えるところがある。10(3-4 B1 22)・11(3-4 B1 23)は、水戸鑄銭の背文を「久」の真字(楷書体)とするとの金座鑄銭定座からの申渡である。12(3-4 B1 78)・13(3-4 B1 77)は、試吹を行った銭を、金座鑄銭定座へ提出する旨の請書である。

・14(3-4 B1 27)は、金座鑄銭定座との調整に関する書付の草案(後欠)。

・15(3-4 B1 28)・16(3-4 B1 29)は、金座鑄銭定座へ鑄銭座開設準備の進捗状況を報告する書付である。16では、公儀益金を年間三百五十兩とする旨、老中松平武元から水戸藩へ伝達されたことが記されている。

・17(3-4 B1 88)は、鉄銭の素材となる砂鉄の質について審査した結果、良質である点に言及している。

・18(3-4 B1 72)は、金座鑄銭定座役人大坪平七から小澤九郎兵衛あての書状。

・19(3-4 A1 9)は、明和五年五月から六月にかけて金座鑄銭定座との間でやりとりされた答申・伝達事項を、明和・安永期以後に筆写した書留である。

Ⅱ 鑄銭座運営 (計 四十六点)

水戸鑄銭座の運営状況を示す史料群である。水戸鑄銭座では、銭座運営資源である、「ひと(役職人)・もの(施設・道具・素材)・かね(経費・益金)」に関する見積りや鑄銭実施方法等の説明書を事前に作成し、それをもとに必要な資金(人件費・物件費)や人材等を調達し、幕府や水戸藩への益金上納金を確保すべく運営を行っていたようである。見積書の作成や運営資源の調達、益金の上納といった鑄銭座運営全般を引請けたのが鑄銭願主小澤九郎兵衛である。ただし、願主ひとりで運営全般をとりしきったわけではなく、実

際に資金や職人・道具等の運営資源を調達することに寄与したのは江戸に在住する「金主」であり、金主と願主の間ではその役割分担等が取り決められていた。

鑄錢座運営に関わる史料のうち、(1)は、鑄錢座の見積書や運営方法の取り決めといった「鑄錢座仕法」に関する史料、(2)は、鑄錢座の運営資金等の調達に関わった願主および金主に関する史料、(3)は、幕府や藩へ実際に益金が上納された際の受取証などである。

(1) 鑄錢座仕法 (十一點)

・1 (3-4 A1 1) は、明和四年(一七七七)八月に小澤九郎兵衛が作成した鑄錢座の施設、鑄造高、費用等の見積書である(関連史料I(1)2参照)。年間十一万二千三百貫文の鑄造を予定し、一両につき錢四貫五百文の錢相場で見積られている。

・2 (3-4 A1 2) は、金座鑄錢定座から明和五年(一七六八)五月に伝達された鑄錢座の仕法書(関連史料I(2)5参照)。

・3 (3-4 B1 14) は、鑄錢場の諸施設等を書上げたものである。

・4 (3-4 A1 3) は、水戸鑄錢座江戸会所(難波町に開設)における服務規律等に関する定書(控)。本書は江戸会所の壁に貼られた。

・5 (3-4 A1 5) は、明和五年六月段階で作成された鑄錢用道具類や職人給与等の見積り。役人・職人の総数は約千人である。

・6 (3-4 A1 7) は、水戸鑄錢座普請に関する計画書である。「惣寄 場所七千坪、建坪千百八坪」と記されている(関連史料 口絵「水戸鑄錢座絵図面」参照)。

・7 (3-4 A1 8) は、鑄錢素材となる砂鉄を精練する「砂鉄吹場」に関する計画書。

・8 (3-4 B1 45) は、明和八年(一七七二)四月の鑄錢座一揆により全焼した鑄錢座につき、再開後の鑄錢座運営方法を取り決めた証文。一両につき錢七貫二百文の錢相場で見積もられている。

・9 (3-4 B1 86) は、前記鑄錢座一揆後に再開された鑄錢座の運営状況を報告した口上書。

・10・11は、水戸鑄錢座において鑄造した出来錢の搬送方法に関する伺いである。10 (3-4 B1 80) は、江戸へ出来錢を搬送する御用船の船印につき、明和期の久慈郡宰佐々木政衛門へ伺った書面。搬送は高瀬舟を用いている。

11 (3-4 B1 57) は、安永四年(一七七五)に出来錢を江戸浅草御蔵へ搬入する際の、船運・着船時の段取りを伺った書付である。

(2) 鑄錢願主・金主 (二十五点)

・1 (3-4 B1 2) は、小澤九郎兵衛が鑄錢座開設願を計画する以前の明和三年(一七六六)に、水戸藩内で検討されていた鑄錢座願主と江戸金主間での取替証文案。

・2・3 は、水戸鑄錢座許可直後の明和五年五月六日に、小澤九郎兵衛と江戸金主楠後文蔵・銅屋太兵衛・関岡五郎兵衛との間で、役割分担や利益配分について定めた取替証文。利益配分をめぐり二案作成された。2 (3-4 B1 8) では願主・金主の利益配分が四分・六分とされている(関係者の押印あり)が、3 (3-4 B1 9) では、願主・金主五分五分(押印なし)となっている。

・4・5 は、五月十九日に、金主を補佐する相談中人三人から小澤九郎兵衛へ差出された証文。4 (3-4 B1 10) では相談中人が受け取る利益配分等の権利を定め、5 (3-4 B1 11) では入用金二千百両を納入する義務が記されている。

・6 (3-4 B1 31) は、水戸鑄錢座金主が差出す請書の草案。毎年藩へ上納する五千両の益金については金主が負担することとされている。

・7 (3-4 B1 18)・8 (3-4 B1 19) は、江戸商人岩本万右衛門に関する史料。8 は、小澤九郎兵衛が鑄錢入用金を借用した際の証文である。

・9 (3-4 B1 24) は、水戸鑄錢座御用炭四千俵分の費用について、仲川村炭納人が差出した前借金受取証である。

・10 (3-4 B1 25)・11 (3-4 B1 26) は砂鉄納請負人柏原六郎兵衛と小澤九郎兵衛との間での取替証文である。砂鉄勘定からの上納金や小澤九郎兵衛への謝礼金について定められている。

・12 (3-4 B1 33) は、水戸鑄錢座の徳用金として、矢口平左衛門へ新錢六千貫文を届ける旨の証文。矢口が扱う郷村御救金の一部を借用したと記される。

・13 (3-4 B1 37) は、明和八年(一七七二)に、商人大前仁兵衛から三百両借用した際の証文。

・14 (3-4 B1 38) は、明和八年四月に堀江権兵衛から差出された調賦金五百両の受取証である。堀江権兵衛は小澤九郎兵衛とともに鑄錢願主となっていた人物であるが、子孫に調賦金受取りの権利を相続させたい意向を記している。

・15 (3-4 B1 41) は、明和八年四月一日に起こった鑄錢座一揆の状況について、願主小澤九郎兵衛が郡役所へ報告した書面。願主をやめたい旨、願出ている。

・16・19は、上記鑄錢座一揆後の、鑄錢座入用資金の調達に関する書面である。16（3—4 B1 42）・17（3—4 B1 43）は鑄錢座再開等に必要の入用金の借用証文である。二通合計で千五百両を借用している。18（3—4 B1 44）は、鑄錢座再開に必要な資金や道具類の調達を、小澤九郎兵衛と商人大前仁兵衛が引受ける旨の請書である。19（3—4 B1 46）は、鑄錢座再開資金として借用した千八百両（関連史料Ⅱ（2）17参照）に関する返済猶予願いである。

・20（3—4 B1 47）は、江戸商人小森介右衛門が小澤九郎兵衛に対して、鑄錢座徳用金の支払いを求めてきた際の書付である。支払の可否をめくり争いになっている。小森は、明和五年頃、小澤九郎兵衛とともに水戸藩の米会所制に関与した人物である。

・21（3—4 B1 48）は、郡役所調達金の引上げにつき配慮を求める書面（前欠）。

・22（3—4 B1 75）は、水戸鑄錢座へ納品された御用鉄・砂鉄の値段書を提出するように、郡役人が小澤九郎兵衛と堀江権兵衛に命じた書面である。

・23（3—4 B1 74）は、上手綱村の砂鉄吹場を引払う段取りに関する書付である。

・24（3—4 B1 52）は、安永三年（一七七四）に改めて幕府から鑄錢許可を受けた後、入用資金を二百両借り入れた際の借用証文である。

・25（3—4 B1 59）は、安永四年（一七七五）十月に小澤九郎兵衛が作成した書付で、年季満了まで鑄錢に励むように指示している。

（3） 上納金（十点）

・1（3—4 A1 6）は、明和五年六月、小澤九郎兵衛が鑄錢座上納金を積立てる構想を提示する際に作成した見積書である。鑄錢座や関連施設（妓楼・湯屋等）から郡へ上納する資金を運用し、利息を太田村の「極窮人子育金」給付資金として充当することが計画されている。

・2（3—4 B1 34）は、金座鑄錢定座が明和六年（一七六九）分の益金三百五十両を受け取った旨の受取証（関連史料Ⅰ（2）16参照）である。

・3（3—4 B1 36）は、明和七年（一七七〇）から八年（一七七二）に上納された鑄錢益金の内訳書控えである。

・4（3—4 B1 40）は、明和八年四月に鑄錢座が全焼したため、月千両ずつの益金上納を免除してほしいと郡役所へ願い出た書面であ

る。

・5 (3—4 B1 51) は、明和五年十二月の鑄錢開始から明和九年十月の鑄錢停止命令までの、総鑄錢高と公儀運上金総額等に関する書き上げである。「いせんかた(鑄錢方)」が作成した書付である(押印あり)。総鑄錢高四十八万六千三十六貫七伯文、公儀運上金総額三万九千六百六十三貫文と記載されている。

・6 (3—4 B1 54) は、安永三年(一七七四)から実施される鑄錢座の益金等について説明した書面である。

・7・10 は、安永三年・四年に郡役所へ上納された鑄錢益金の請取証である。上納金額は、7 (3—4 B1 64) 五百両、8 (3—4 B1 56) 六百両、9 (3—4 B1 58) 五百両、10 (3—4 B1 62) 二百両である。

Ⅲ 小澤九郎兵衛家 (計十八点)

鑄錢願主小澤九郎兵衛が、鑄錢の功をもって昇進していったことは、前述のとおり「水府系纂」に依拠して説明したが、小澤九郎兵衛の手によってもその経緯や背景が記されている。また、九郎兵衛は鑄錢座の開設以降江戸に居住したため、水戸鑄錢座実施期間中、小澤家の拠点は江戸(九郎兵衛)と太田村(養子含章・賢達)に実質上に分れることとなった。このため、家計や行事等について小澤九郎兵衛が書状によって太田村へ指示することもあった。ここでは、水戸鑄錢座の進捗に伴って変化していく小澤九郎兵衛の身分的な扱いや家計等について記す史料を一括して収録した。

・1 (3—4 B1 16) は、明和五年(一七六八)五月に、小澤九郎兵衛が紀州等の大庄屋並みに取扱ってほしい旨郡方へ願った口上書である。

・2 (3—4 B1 17) は、明和五年六月十三日に、小澤九郎兵衛が鑄錢御用勤めの功によって郷士並を仰付られた旨の書付。

・3 (3—4 B1 84) は、鑄錢御用における小澤九郎兵衛の勤めに関する定書である。幕府関係者や水戸藩勝手向の御用に携わり、要職にある者との会合では屋敷内で絹布を着用することを認められている。

・4 (3—4 B1 85) は、小澤九郎兵衛が仙台藩へ赴き砂鉄吹方職人の雇用を内々に調整した際の行いにつき、久慈郡宰佐々木政衛門を通じて訓戒を受けた書付。

・5 (3—4 B1 70) は、小澤九郎兵衛あて書状である。

・ 6 (3—4 B1 35) は、明和七年(一七七〇)に、「小石川御用銭」を小澤九郎兵衛が取り扱い、江戸両替商(錢屋) 升屋源右衛門へ確実に納める旨を約束した書付。

・ 7 (3—4 B1 49) は、明和九年(一七七二)十二月、当時の水戸藩内の勝手向について意見を述べた口上書である。

・ 8 (3—4 B1 71) は、小澤九郎兵衛が御家人岩崎勘十郎の世話によって、江戸濱町元矢倉拝領屋敷内に借地した経緯を記した書付である。小澤九郎兵衛が「元締」という肩書きを用いた事情を説明している。

・ 9 (3—4 B1 53) は、小澤九郎兵衛が安永三年(一七七四)九月に水戸藩大吟味役所から江戸出府を命ぜられた際に、年貢高割付のために郡役人が太田村へ作柄調査に来る(大検見^{おおけみ})ことを理由に、出府期日の延引を願った書付である。

・ 10 (3—4 B1 60) は、安永四年(一七七五)十二月十一日、小澤九郎兵衛が御目見格五十人扶持大吟味方随身を仰付られた旨の書付である。

・ 11 (3—4 B1 63) は、小澤九郎兵衛が江戸へ帰着したことを知らせる書状。

・ 12—14 まで (3—4 B1 66・3—4 B1 67・3—4 B1 68) は、安永七年(一七七八)一月段階での小澤家の家計を記す帳簿一式である。年間の必要経費の内訳や、その引当となる収入源等が書き上げられている。太田村での家計だけでなく、江戸、さらには河岸運営に関わる海老沢等の拠点での収支が記されている。

・ 15 (3—4 B1 55) は、河岸での雇人給金や諸入用等について一カ年の見積り等を記した書付である。

・ 16 (3—4 B1 79) は、小澤多仲(小澤九郎兵衛改名)が水戸下町へ到着した旨を太田村の留守宅へ知らせる書付である。江戸から水戸への旅程は三日間。

・ 17 (3—4 B1 76) は、江戸に住む小澤九郎兵衛が、太田村の本宅における必要品の手配や金銭面の扱い等、家のとりしきり方について指示した養子あての書状である。

・ 18 (3—4 B1 81) は、太田村在住の養子あての書状である。水戸鑄銭座の近くにある法然寺へ寄進を行うことが記されている。